

さとう記念病院訪問看護ステーション 料金表 < 介護保険 >

令和6年6月1日改定

【看護師による訪問】

【要支援】	利用料等（通常時間帯）	基本料金	【要介護】	利用料等（通常時間帯）	基本料金
	20分未満	303円		20分未満	314円
	30分未満	451円		30分未満	471円
	30分以上60分未満	794円		30分以上60分未満	823円
	60分以上90分未満	1,090円		60分以上90分未満	1,128円

【理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問】

【要支援】	利用料等（通常時間帯）	基本料金	【要介護】	利用料等（通常時間帯）	基本料金
	20分×1回	284円		20分×1回	294円
	20分×2回	568円		20分×2回	588円
	20分×3回 (50/100)	426円		20分×3回	795円

【加算項目】

初回加算 *新規利用時または過去2ヶ月以内に利用がない場合	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	(Ⅰ) 350円 / 開始月
	病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合	(Ⅱ) 300円 / 開始月
退院時共同指導加算 *退院又は、退所する場合	在宅での療養上必要な指導を行った場合	600円
看護体制強化加算	要介護	(Ⅰ) 550円 / 月 (Ⅱ) 200円 / 月
	要支援	100円 / 月
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1		6円 / 回
緊急時訪問看護加算Ⅱ 1	24時間の連絡、必要に応じ緊急時の訪問を行う体制をとる場合	574円 / 月
特別管理加算 *特別な管理が必要な場合	・在宅悪性腫瘍患者等指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	(Ⅰ) 500円 / 月
	☆在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	(Ⅱ) 250円 / 月
早朝・夜間、深夜の（介護予防）訪問看護加算	早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）	基本料金+25/100
	深夜（22時～6時）	基本料金+50/100
長時間訪問看護加算 *特別管理加算対象者	1回の訪問が1時間30分以上の場合加算	300円 / 回
複数名訪問看護加算	(Ⅰ)同時に複数の看護師等との訪問	30分未満 254円 / 回 30分以上 402円 / 回
看護・介護職員連携加算	訪問介護事業所の訪問介護職員に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行う場合	250円 / 月
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合	50円 / 月
ターミナルケア加算 *要介護のみ死亡月に	支援体制を家族に説明し死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問した場合	2,500円

【有償サービス】

エンゼルケア：自宅でお亡くなりになられた場合の身支度などをさせていただきます	15,000円
--	---------

注1. 介護保険給付対象となる項目については、1割負担の額を記載しています。

注2. ☆印は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

注3. 交通費：実施区域外の場合は一律500円をいただきます。

さとう記念病院訪問看護ステーション 料金表＜ 医療保険 ＞

令和6年6月1日改定

【訪問看護基本療養費（Ⅰ）】

＜保健師、助産師又は看護師による訪問＞		
週3日目まで		555円 / 日
週4日目以降	※基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者あるいは特別訪問看護指示書交付を受けた者が対象	655円 / 日
＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問＞		
1日につき		555円 / 日

【訪問看護管理療養費】

月の初回の訪問日		767円
2日目以降		300円 / 日

【加算項目】

◇訪問看護基本療養費に対する加算

難病等複数回訪問加算 *厚生労働大臣が定める疾病等特別訪問看護指示期間	1日2回訪問の場合	450円
	1日3回以上訪問の場合	800円
長時間訪問看護加算 *1回の訪問が90分を超えた場合	・特別管理加算対象者（週1回まで） ・特別訪問看護指示書を受けている利用者（週1回まで） ・15歳未満の超重症児または準超重症児（週3回まで） ・15歳未満の小児であって特別管理加算対象者（週3回まで）	520円 / 回
夜間・早朝訪問看護加算	1日にそれぞれ1回ずつを限度 *夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）	210円
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）	420円
乳幼児加算 *6歳未満		130円 / 日
	※厚生労働大臣が定める者に該当する場合	180円 / 日
緊急訪問看護加算 *在宅療養支援病院等の指示で緊急に訪問看護を実施した場合	月14日目まで	265円 / 日
	月15日目以降	200円 / 日
複数名訪問看護加算	看護職員が他の看護師と同時に訪問（週1回まで）	450円 / 回

◇訪問看護管理療養費に対する加算

24時間対応体制加算	24時間の連絡、必要に応じ緊急時の訪問を行う体制をとる場合	652円 / 月
特別管理加算 *特別な管理が必要な場合	・在宅悪性腫瘍患者等指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	(Ⅰ)500円 / 月
	☆在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	(Ⅱ)250円 / 月
退院時共同指導加算	退院・退所する場合に在宅での療養上必要な指導を行った場合	800円 / 回
特別管理指導加算	特別管理加算対象者である場合、退院時共同指導加算と一緒に	+200円
退院支援指導加算 *厚生労働大臣が定める者および、退院当日の訪問が必要と認められた者	保険医療機関からの退院日に当該保険医療機関以外で療養上必要な指導を行った場合	600円
	上記かつ、長時間（90分を超えた場合）にわたる療養上必要な指導を行った場合	840円
看護・介護職員連携強化加算	登録喀痰吸引等事業者等と連携し、喀痰吸引等が円滑に行われるよう必要な支援を行った場合	250円 / 月
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認で、診療情報を取得等し計画的な管理を行った場合	5円

◇その他の加算等

訪問看護 ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回限り	78円
訪問看護情報提供療養費	1.市町村若しくは都道府県又は、指定特定相談支援事業所、 若しくは指定障害児相談支援事業者からの求めに応じて	150円 / 月
	2.保育所又は学校等へ通園・通学、また、入園若しくは 入学、又は転園・転学等により当該学校等からの 求めに応じて	150円 / 月
	3.保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に 入院・入所時に診療状況を示す文書を添えて 紹介を行った場合	150円 / 月
訪問看護 ターミナルケア療養費	1.支援体制を家族に説明し死亡日及び死亡日前 14日以内に2回以上訪問した場合	2,500円
	2.特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定の利用者	1,000円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に 訪問看護を行った場合	850円

注1. 健康保険法等に基づき、利用者様それぞれの利用負担額となります

医療保険給付対象となる項目については、1割負担の額を記載しています。

注2. ☆印は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、
在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

■ 交通費 （健康保険法等に基づいた自己負担額）

当ステーションから	2km以上～5km未満	200円
当ステーションから	5km以上～10km未満	300円
当ステーションから	10km以上～15km未満	500円
当ステーションから	15km以上～20km未満	700円
当ステーションから	20km以上	900円

■有償サービス

エンゼルケア（自宅でお亡くなりになられた場合の身支度などをさせていただきます）	15,000円
---	---------

さとう記念病院訪問看護ステーション 料金表＜ 医療保険（精神科） ＞

令和6年6月1日改定

【精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）】

＜保健師、助産師又は看護師による訪問＞		
週3日目まで 30分以上	30分未満の訪問： 短時間の訪問の必要性があると医師が認めた場合のみ	555円 / 日
週3日目まで 30分未満		425円 / 日
週4日目以降 30分以上	週4日目以降の訪問： 退院後、3か月以内の期間に行われる場合（週5日を限度） あるいは精神科特別訪問看護指示書の交付を受けた者	655円 / 日
週4日目以降 30分未満		510円 / 日

【訪問看護管理療養費】

月の初回の訪問日	767円
2日目以降	300円 / 日

【加算項目】

◇訪問看護基本療養費に対する加算

精神科複数回訪問加算 *精神科在宅患者支援管理料1 （ハを除く）または2を算定する者	1日2回訪問の場合	450円
	1日3回以上訪問の場合	800円
長時間精神科訪問看護加算 *1回の訪問が90分を超えた場合	・特別管理加算対象者（週1回まで） ・特別訪問看護指示書を受けている利用者（週1回まで） ・15歳未満の超重症児または準超重症児（週3回まで） ・15歳未満の小児であって特別管理加算対象者（週3回まで）	520円 / 回
夜間・早朝訪問看護加算	1日にそれぞれ1回ずつを限度 *夜間（6時～22時） 早朝（6時～8時）	210円
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）	420円
精神科緊急訪問看護加算 *在宅療養支援病院等の指示で 緊急に訪問看護を実施した場合	月14日目まで	265円 / 日
	月15日目以降	200円 / 日
複数名精神科訪問看護加算	保健師又は看護師が他の保健、看護師又は作業療法士と同時に訪問する場合 （1日に）1回：450円 2回：900円 3回以上：1,450円	

◇訪問看護管理療養費に対する加算

24時間対応体制加算	24時間の連絡、必要に応じ緊急時の訪問を行う体制をとる場合	652円 / 月
特別管理加算 *特別な管理が必要な場合	・在宅悪性腫瘍患者等指導管理、 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	500円 / 月
	☆在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250円 / 月
退院時共同指導加算	退院・退所する場合に在宅での療養上必要な指導を行った場合	800円 / 回
特別管理指導加算	特別管理加算対象者である場合、退院時共同指導加算と一緒に	+200円
退院支援指導加算 *厚生労働大臣が定める者 および、退院当日の訪問が 必要と認められた者	保険医療機関からの退院日に当該保険医療機関以外で 療養上必要な指導を行った場合	600円
	上記かつ、長時間（90分を超えた場合）にわたる療養上必要な 指導を行った場合	840円
看護・介護職員連携強化加算	登録喀痰吸引等事業者等と連携し、喀痰吸引等が 円滑に行われるよう必要な支援を行った場合	250円 / 月
精神科重症患者支援管理 連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する者	840円
	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する者	580円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認で、診療情報を取得等し計画的な管理を行った場合	5円

◇その他の加算等

訪問看護 ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回限り	78円
訪問看護情報提供療養費	1.市町村若しくは都道府県又は、指定特定相談支援事業所、若しくは指定障害児相談支援事業者からの求めに応じて	150円 / 月
	2.保育所又は学校等へ通園・通学、また、入園若しくは入学、又は転園・転学等により当該学校等からの求めに応じて	150円 / 月
	3.保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院・入所時に診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	150円 / 月
訪問看護 ターミナルケア療養費	1.支援体制を家族に説明し死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問した場合	2,500円
	2.特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定の利用者	1,000円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ)	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に訪問看護を行った場合	850円

注1. 健康保険法等に基づき、利用者様それぞれの利用負担額となります

医療保険給付対象となる項目については、1割負担の額を記載しています。

注2. ☆印は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

■ 交通費 （健康保険法等に基づいた自己負担額）

当ステーションから	2km以上～5km未満	200円
当ステーションから	5km以上～10km未満	300円
当ステーションから	10km以上～15km未満	500円
当ステーションから	15km以上～20km未満	700円
当ステーションから	20km以上	900円

■有償サービス

エンゼルケア（自宅でお亡くなりになられた場合の身支度などをさせていただきます）	15,000円
---	---------